

千葉県自動車交通公害防止計画 実施報告書

平成23年10月

千 葉 県

ま え が き

本県では、良好な大気環境を確保することを目的として、自動車の使用に伴って排出される大気汚染物質や騒音などの低減を図り、県民が快適に生活できるよう地域の大気環境を改善するとともに、二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制により地球温暖化対策への対応を進めるため、平成15年4月に「千葉県自動車交通公害防止計画」を策定しました。本計画に沿い、平成22年度を目標年度とし、県民、事業者、行政等の連携のもと、各種施策を計画的・総合的に推進してきたところです。

その結果、大気環境中の大気汚染物質の環境基準のおおむね達成、自動車からの温室効果ガスの排出削減など、本計画の目標をおおむね達成することができました。本実施報告書は、本計画の目標達成状況や、本計画に盛り込まれた諸施策・事業の取組実績等を取りまとめたものです。

おわりに、本計画の実施にあたりまして、これまで御理解と御協力をいただきました関係者の皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

目 次

第1章	千葉県自動車交通公害防止計画の目標と達成状況	3
第2章	自動車交通等の現状	4
1	県内の自動車保有台数の推移	4
2	低公害車の導入台数の推移	5
3	人流・物流の状況	5
(1)	人流	5
(2)	物流	5
第3章	自動車交通公害の現状	6
1	二酸化窒素の状況	6
2	浮遊粒子状物質の状況	7
3	自動車交通騒音の状況	8
(1)	環境基準の達成状況	8
(2)	要請限度の超過状況	8
4	自動車から排出される二酸化炭素の状況	9
第4章	自動車交通公害対策の施策体系	10
第5章	重点施策における主な取組	11
1	ディーゼル自動車排出ガス対策	11
2	低公害車の普及拡大	14
3	幹線道路の騒音対策	17
4	温室効果ガスの抑制対策	18
(1)	アイドリングストップ車の普及促進、指導等	18
(2)	代替輸送手段への誘導	19
(3)	自動車利用の効率化	20
(4)	交通流対策	21
(参考資料)		
参考資料1	千葉県自動車交通公害防止計画の概要	22
参考資料2	千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の概要	23
参考資料3	千葉県自動車交通公害対策推進協議会設置要綱	25
参考資料4	千葉県自動車交通公害対策推進協議会幹事会設置要領	26
参考資料5	千葉県自動車交通公害対策推進協議会専門部会設置要領	27

第1章 千葉県自動車交通公害防止計画の目標と達成状況

県では、自動車の使用に伴う環境への負荷（自動車から排出される大気汚染物質、騒音及び振動の発生並びに地球温暖化の原因物質となる温室効果ガスの排出）の低減を図るため、「千葉県自動車交通公害防止計画」を平成15年4月に策定し、平成22年度を目標年度に、県民、事業者、行政等の適切な役割分担のもとに各種施策を計画的・総合的に推進してきました。

その結果、大気環境中の二酸化窒素と浮遊粒子状物質の環境基準をおおむね達成するなど、本計画の目標をおおむね達成しました。

千葉県自動車交通公害防止計画の目標と達成状況

項目	目標 (平成22年度:県全域)	目標の達成状況 (平成22年度の状況)
二酸化窒素 (NO ₂)	環境基準を達成し、県環境目標値の達成を目指す。	環境基準 一般局 達成 自排局 96.6%
浮遊粒子状物質 (SPM)	環境基準をおおむね達成する。	環境基準 一般局 達成 自排局 達成
道路交通騒音	騒音レベルを要請限度以下に抑え、環境基準の達成を目指す。	要請限度超過率 11.0% 環境基準達成率 84.2%
温室効果ガス	県温暖化防止計画の削減目標を達成する。 自家用自動車 1台当たりの燃料使用量を 1,010 ㍉/台 ⇒ 909 ㍉/台 平成14年から10%削減 県全体で二酸化炭素排出量を 612千t-CO ₂ 削減 貨物自動車 1台当たりの燃料使用量を 2,841 ㍉/台⇒2,699 ㍉/台 平成14年から5%削減 県全体で二酸化炭素排出量を 184千t-CO ₂ 削減	平成20年度結果 自家用自動車 1台当たりの燃料使用量 766 ㍉/台 平成14年から24.2%削減 県全体で二酸化炭素排出量を 1,073千t-CO ₂ 削減 貨物自動車 1台当たりの燃料使用量 2,492 ㍉/台 平成14年から12.3%削減 県全体で二酸化炭素排出量を 538千t-CO ₂ 削減

(注) 温室効果ガスに係る計画の目標は、「千葉県地球温暖化防止計画」(平成12年度策定)における運輸部門の削減目標「2010年度(平成22年度)の排出量を1990年度排出量の15%増に抑制する。」としていたが、同計画の改定に伴い目標の変更を行った。

第2章 自動車交通等の現状

1 県内の自動車保有台数の推移

本県の自動車保有台数は、一貫して増加し平成22年度末において347万台となりました。これは、昭和50年の90万台と比較して約3.9倍の増加となりますが、計画策定時の平成14年と比較すると4.2%の増加にとどまりました。近年の車種別の推移をみると、乗用車は増加しているものの、トラック・バス等は平成4年度をピークに徐々に減少しています(図2-1)。

また、ディーゼル車は平成8年度をピークに減少に転じ、平成22年度末には24万台になりました(図2-2)。

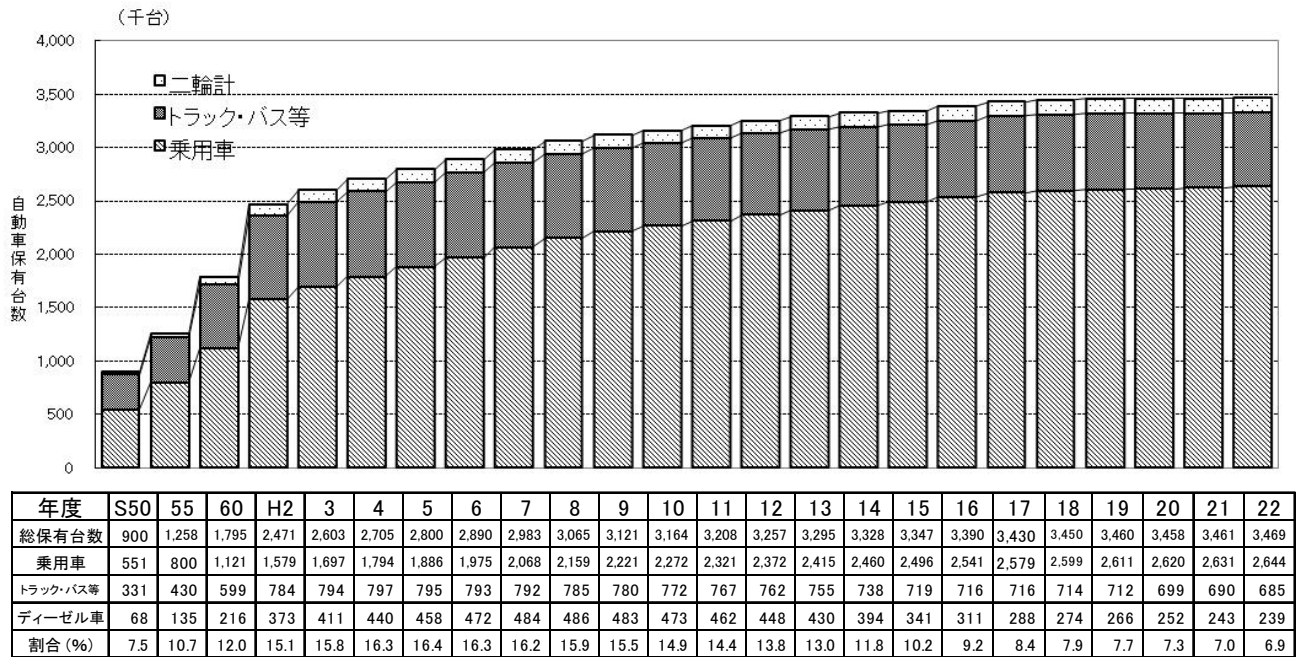


図2-1 自動車保有台数の推移(県内)

出典：自動車保有車両数((財)自動車検査登録情報協会)

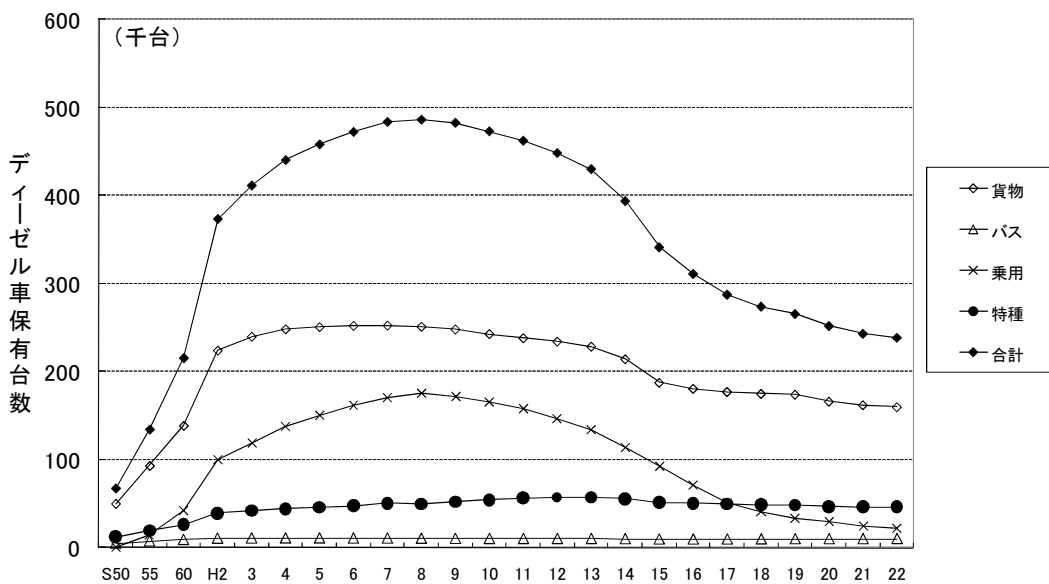


図2-2 ディーゼル車の車種別保有台数の推移(県内)

出典：自動車保有車両数((財)自動車検査登録情報協会)

2 低公害車の導入台数の推移

本県の低公害車の普及状況は、近年、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車が増加傾向にあります(表 2-1)。また、低燃費かつ低排出ガス認定車を含む県内の低公害車の普及台数は、平成 22 年度末で約 111 万台になりました。

表 2-1 低公害車の導入状況(県内)(単位:台)

車種\年度	H6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
電気自動車	38	42	42	42	41	40	36	28	11	11	11	9	10	13	13	14	202
天然ガス自動車	11	18	38	73	111	182	287	513	657	851	935	1,067	1,156	1,245	1,319	1,318	1,301
メタノール自動車	24	24	21	24	20	17	17	14	12	8	6	6	4	3	1	1	1
ハイブリッド自動車	0	0	0	136	969	1,708	2,346	3,440	4,262	6,146	9,394	12,374	16,814	21,265	26,985	49,890	71,199
低燃費かつ低排出ガス認定車								102,476	218,737	340,037	460,809	581,191	686,591	804,633	869,378	962,415	1,037,298
合計								106,471	223,679	347,053	471,155	594,647	704,575	827,159	897,696	1,013,638	1,110,001

出典:「わが国の自動車保有動向」((財)自動車検査登録情報協会)

一部 国土交通省関東運輸局資料より作成

(注)平成 21 年度から電気自動車にプラグインハイブリッド車を含む

3 人流・物流の状況

(1) 人流

本県の平成 20 年度における旅客輸送量(自動車、鉄道、旅客船、航空機)は 49 億 5,900 万人/年であり、県外へは 6 億 2,000 万人、県外からは 6 億 2,600 万人、県内間は 37 億 1,400 万人となっており、輸送手段別では自動車が全旅客輸送量の 64.4%、鉄道が 35.6%を占めています。

公共交通機関別輸送人員では(図 2-3)、平成 20 年度は 414 万人/日(JR 47%、民鉄 39%、乗合バス 14%)となっています。

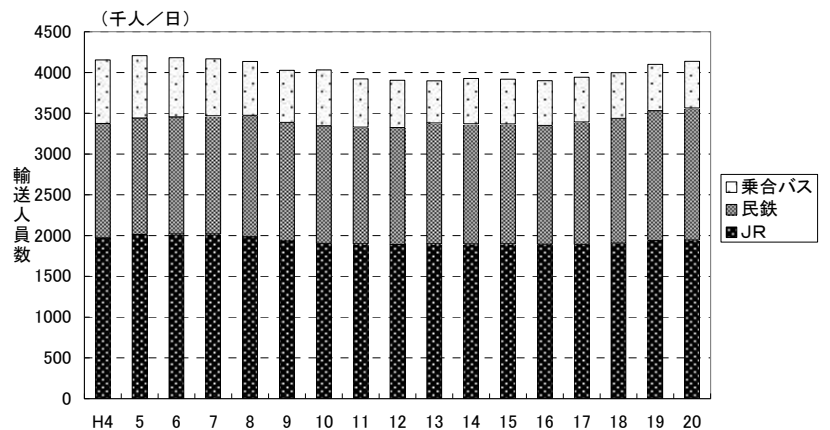


図 2-3 公共交通機関別輸送人員(県内)

出典:千葉県統計年鑑(千葉県)

(2) 物流

平成 20 年度における貨物輸送量(自動車、鉄道、海運)は 3 億 4,600 万 t/年であり、そのうち県外へは 1 億 1,700 万 t、県外からは 1 億 1,500 万 t、県内間は 1 億 1,400 万 tとなっています。

輸送機関別では(図 2-4)、自動車が全貨物輸送量の 74.7%、海運が 24.7%となっており、自動車輸送量が大半を占めています。

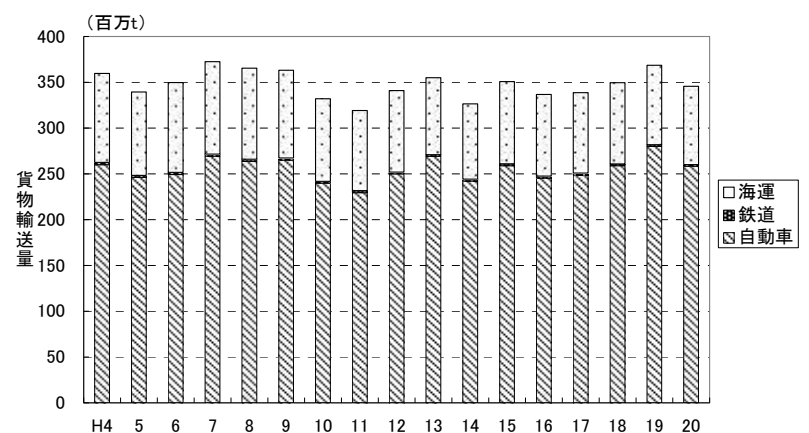


図 2-4 輸送機関別貨物輸送量(県内発着分)

出典:貨物・旅客地域流動統計(国土交通省)

第3章 自動車交通公害の現状

1 二酸化窒素の状況

二酸化窒素の一般環境大気測定局（一般局）と自動車排出ガス測定局（自排局）の年平均濃度の推移をみると（図3-1）、一般局では平成5年度の0.018 ppmから平成22年度の0.013 ppmに低下し、自排局でも平成5年度の0.033 ppmから0.023 ppmに低下し、平成5年と比較すると平成22年度はおよそ3割改善しました。

二酸化窒素の環境基準については一般局では平成13年度から平成22年度まで全局達成しています。自排局でも平成14年度以降はおおむね90%以上の達成率が継続しています（図3-2、表3-1）。

また、二酸化窒素の県環境目標値の達成状況は、一般局では90%を超えています。自排局では30%台にとどまっています（表3-2）。

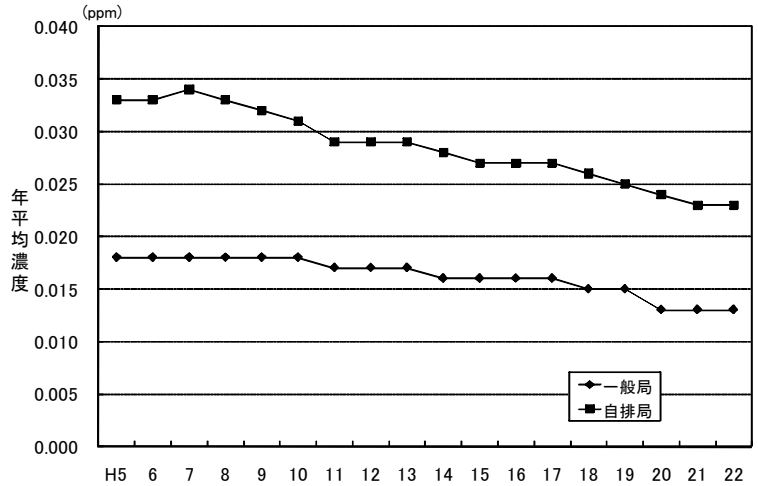


図3-1 二酸化窒素の年平均濃度

出典：大気環境常時測定結果（千葉県）

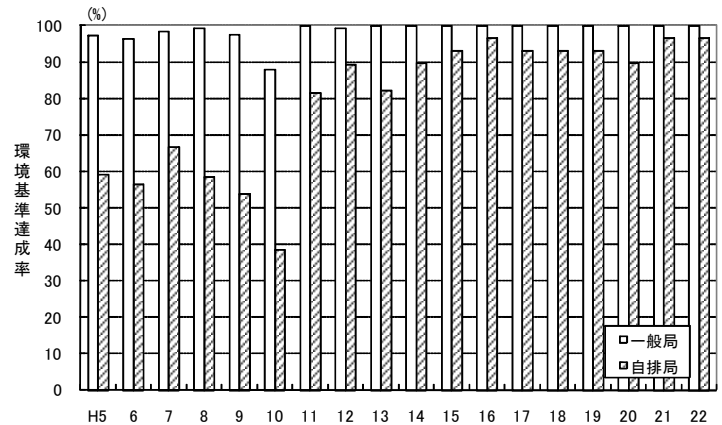


図3-2 二酸化窒素の環境基準達成率

出典：大気環境常時測定結果（千葉県）

表3-1 二酸化窒素の環境濃度の状況

項目\年度		H5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
一般環境	年平均濃度(ppm)	0.018	0.018	0.018	0.018	0.018	0.018	0.017	0.017	0.017	0.016	0.016	0.016	0.016	0.015	0.015	0.013	0.013	0.013
	環境基準達成率(%)	97.3	96.4	98.3	99.1	97.4	87.9	100.0	99.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	達成局数(局)	108	108	113	114	112	102	116	114	116	116	116	116	115	115	114	111	114	112
	測定局数(局)	111	112	115	115	115	116	116	115	116	116	116	116	115	115	114	111	114	112
道路沿道	年平均濃度(ppm)	0.033	0.033	0.034	0.033	0.032	0.031	0.029	0.029	0.029	0.028	0.027	0.027	0.027	0.026	0.025	0.024	0.023	0.023
	環境基準達成率(%)	59.1	56.5	66.7	58.3	53.8	38.5	81.5	89.3	82.1	89.7	93.1	96.6	93.1	93.1	93.1	89.7	96.6	96.6
	達成局数(局)	13	13	16	14	14	10	22	25	23	26	27	28	27	27	27	26	28	28
	測定局数(局)	22	23	24	24	26	26	27	28	28	29	29	29	29	29	29	29	29	29

出典：大気環境常時測定結果（千葉県）

表3-2 二酸化窒素千葉県環境目標値の達成状況

項目\年度		H5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
一般環境	環境目標値達成状況(%)	43.2	46.4	52.2	40.9	34.8	36.2	49.1	60.9	54.3	60.3	76.7	71.6	72.2	79.1	71.9	94.6	90.4	98.2
	達成局数(局)	48	52	60	47	40	42	57	70	63	70	89	83	83	91	82	105	103	110
	測定局数(局)	111	112	115	115	115	116	116	115	116	116	116	116	116	115	115	114	111	114
道路沿道	環境目標値達成状況(%)	0.0	4.3	0.0	0.0	3.8	3.8	18.5	21.4	14.3	13.8	27.6	24.1	31.0	31.0	31.0	41.4	37.9	34.5
	達成局数(局)	0	1	0	0	1	1	5	6	4	4	8	7	9	9	9	12	11	10
	測定局数(局)	22	23	24	24	26	26	27	28	28	29	29	29	29	29	29	29	29	29

出典：大気環境常時測定結果（千葉県）

* 二酸化窒素の環境基準

1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

* 県環境目標値

日平均値の年間98%値が0.04 ppm以下

2 浮遊粒子状物質の状況

浮遊粒子状物質の年平均濃度の推移をみると(図 3-3)、一般局では平成 5 年度の 0.042 mg/m³ から平成 22 年度の 0.022 mg/m³ に低下し、自排局でも平成 5 年度の 0.050 mg/m³ から 0.025 mg/m³ に低下し、平成 5 年と比較すると平成 22 年度はおよそ 5 割改善しました。

浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況は(図 3-4)、平成 11 年度以前は一般局及び自排局とも達成率が低い状況が継続していましたが、平成 12 年度は環境基準の評価方法のうち「日平均値が 0.100 mg/m³ を超える日が 2 日以上連続しないこと」を満足する局が多くなり、達成率が高くなりました。

平成 22 年度は、平成 19 年度から 4 年連続で一般局及び自排局で 100% を達成しました。年平均濃度で見ても減少傾向にあり、浮遊粒子状物質による大気汚染の状況は改善傾向にあります(表 3-3)。

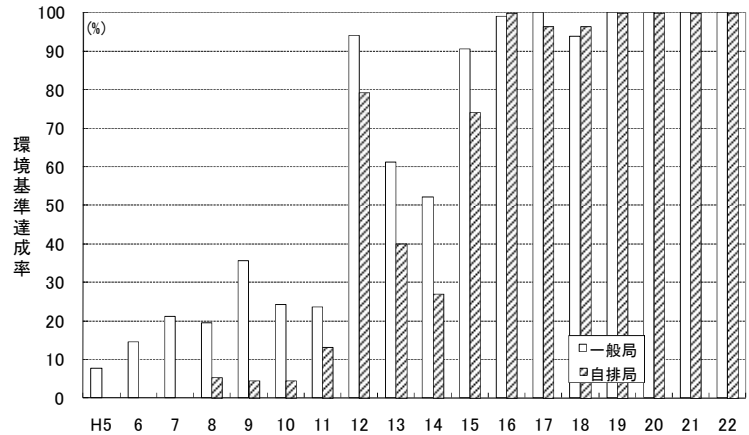


図 3-3 浮遊粒子状物質の年平均濃度

出典：大気環境常時測定結果（千葉県）

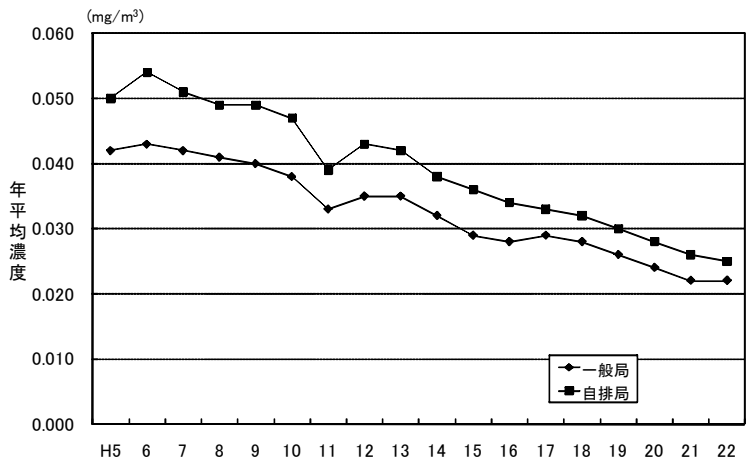


図 3-4 浮遊粒子状物質の環境基準達成率

出典：大気環境常時測定結果（千葉県）

表 3-3 浮遊粒子状物質の環境濃度の状況

項目\年度	H5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
一般環境	年平均濃度 (mg/m ³)	0.042	0.043	0.042	0.041	0.040	0.038	0.033	0.035	0.035	0.032	0.029	0.028	0.029	0.028	0.026	0.024	0.022	0.022	
	環境基準達成率 (%)	7.8	14.5	21.2	19.5	35.6	24.4	23.7	94.1	61.3	52.1	90.5	99.1	100.0	93.9	100.0	100.0	100.0	100.0	
	達成局数(局)	9	17	25	23	42	29	28	112	73	62	105	115	116	108	112	112	112	112	110
	測定局数(局)	116	117	118	118	118	119	118	119	119	119	116	116	116	115	112	112	112	112	110
道路沿道	年平均濃度 (mg/m ³)	0.050	0.054	0.051	0.049	0.049	0.047	0.039	0.043	0.042	0.038	0.036	0.034	0.033	0.032	0.030	0.028	0.026	0.025	
	環境基準達成率 (%)	0.0	0.0	0.0	5.3	4.5	4.5	13.0	79.2	40.0	26.9	74.1	100.0	96.4	96.4	100.0	100.0	100.0	100.0	
	達成局数(局)	0	0	0	1	1	1	3	19	10	7	20	28	27	27	28	28	28	28	28
	測定局数(局)	17	18	19	19	22	22	23	24	25	26	27	28	28	28	28	28	28	28	28

出典：大気環境常時測定結果（千葉県）

*浮遊粒子状物質の環境基準

1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m³ 以下であること。

3 自動車交通騒音の状況

(1) 環境基準の達成状況

自動車交通騒音については、平成 10 年度までの騒音レベルの中央値を用いた点評価では、環境基準の達成率は 10%以下であり、平成 11 年度及び平成 12 年度の等価騒音レベルを用いた点評価では 23~31%でした。

平成 13 年度からは、面的評価を導入したところであり、平成 13 年度の全県の騒音規制区域の幹線道路の環境基準達成率は 75.6%でしたが、平成 22 年度は 84.2%まで改善しました（表 3-4）。

表 3-4 道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況

年度	H5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
環境基準達成率 (%)	3.8	8.7	6.9	8.3	7.7	6.5	30.7	23.1	75.6	74.0	73.8	78.0	82.0	82.2	82.7	84.2	83.8	84.2
評価区間数	/	/	/	/	/	/	/	/	71	67	125	190	216	173	256	477	405	434
測定地点数	105	103	101	108	104	107	88	117	76	84	127	189	220	179	-	-	-	-

出典：環境白書（千葉県）

- (注) ・平成 10 年度までは騒音レベルの中央値を、平成 11 年度からは等価騒音レベルを用いた点評価により環境基準の達成状況を把握
- ・点評価：地域の騒音を代表する地点の騒音レベルで評価
 - ・平成 13 年度からは面的評価により環境基準の達成状況を把握
 - ・面的評価：道路端から 50m の範囲について各建物の騒音レベルを推計し環境基準達成率を算出
 - ・「自動車騒音の状況の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について」（平成 17 年 6 月 29 日環管自発第 050629002 号）により、過年度に評価した地点も、当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果、妥当と認める場合は、当該年度の評価区間として計上できることとなり、平成 19 年度より評価区間が増大（平成 18 年度は、過年度の計上なし）。

(2) 要請限度の超過状況

要請限度の超過状況の評価については、平成 11 年度までは騒音レベルの中央値を用いてきましたが、法令等の改正により平成 12 年度からは等価騒音レベルに変更されており、評価方法が異なるため単純な比較はできません。要請限度の超過率は平成 12 年度の 32.8%から平成 22 年度は 11.0%まで改善しました（図 3-5）。

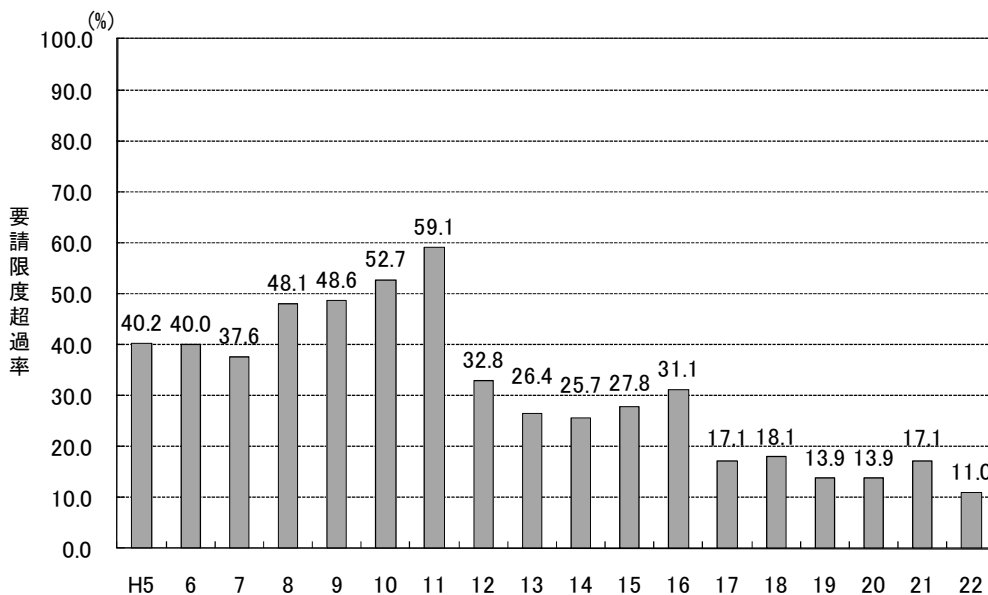


図 3-5 騒音の要請限度超過率

出典：環境白書（千葉県）

* 要請限度

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度と呼ぶ。

4 自動車から排出される二酸化炭素の状況

平成20年度の全国における自動車からの二酸化炭素の排出量は、京都議定書の基準年度である平成2年度に比べ、9%増加しています(図3-6)。一方、本県においては、平成2年度から平成20年度までに車の保有台数が40%増加しておりますが、二酸化炭素排出量は平成2年度に比べ2%減少しました(図3-7)。全国的にみても、平成13年以降は自動車からの排出量はやや減少傾向にあります。

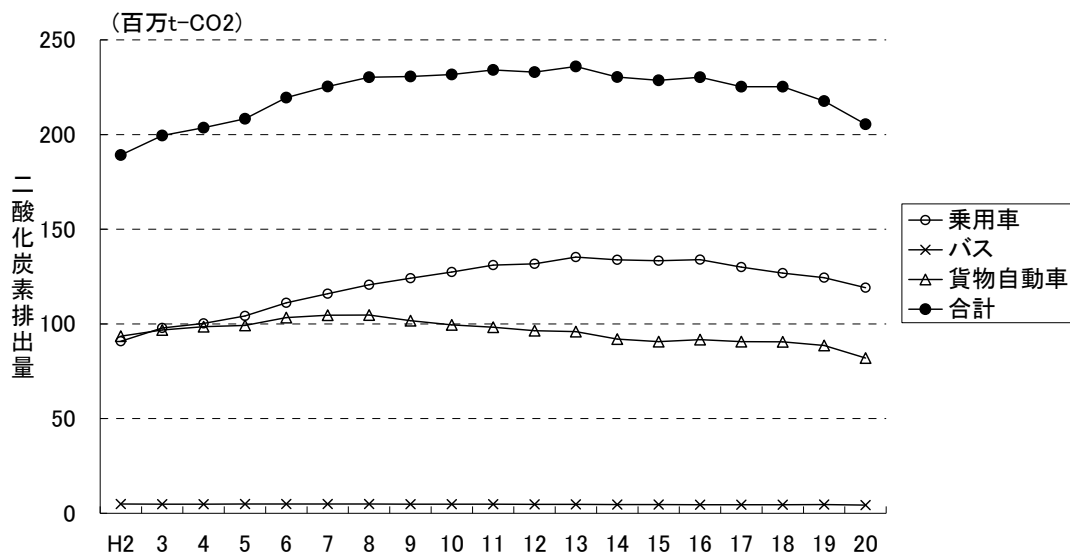
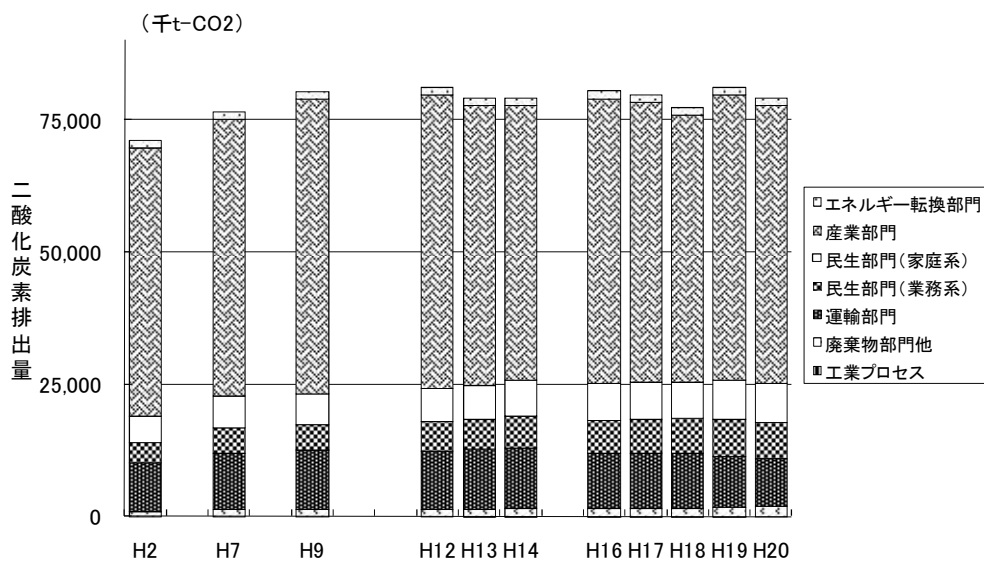


図3-6 自動車から排出される二酸化炭素の推移(全国)

出典：温室効果ガスインベントリ報告(国立環境研究所)



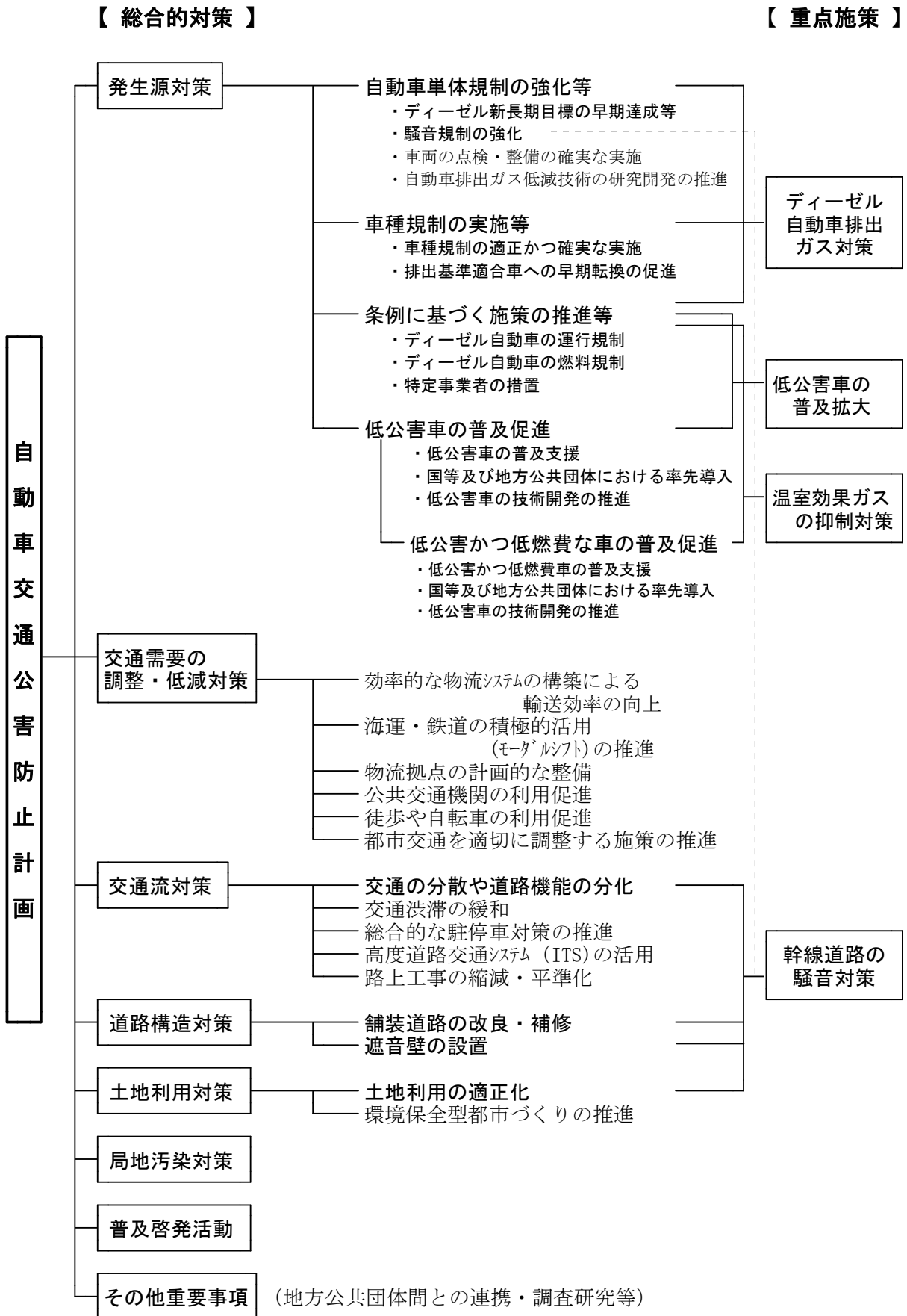
年	1990	1995	1997	2000	2001	2002	2004	2005	2006	2007	2008
	H2	H7	H9	H12	H13	H14	H16	H17	H18	H19	H20
全体	71,093	76,559	80,196	81,058	79,134	79,123	80,392	79,658	77,193	81,157	79,203
エネルギー転換部門	1,454	1,496	1,421	1,456	1,451	1,552	1,539	1,422	1,394	1,554	1,530
産業部門	50,742	52,261	55,533	55,480	52,910	51,765	53,782	52,897	50,529	53,876	52,534
民生部門(家庭系)	4,997	6,030	5,848	6,159	6,383	6,939	6,838	6,917	6,810	7,424	7,271
民生部門(業務系)	3,759	4,856	4,921	5,645	5,660	6,030	6,278	6,418	6,539	7,073	6,832
運輸部門	9,315	10,674	11,220	11,029	11,333	11,409	10,406	10,435	10,383	9,613	9,150
廃棄物部門他	826	1,242	1,254	1,289	1,386	1,409	1,513	1,529	1,503	1,577	1,849
工業プロセス	0	0	0	0	13	21	35	40	36	39	37

単位 千t-CO2

図3-7 部門別二酸化炭素の推移(千葉県)

出典：千葉県地球温暖化防止計画(千葉県)

第4章 自動車交通公害対策の施策体系



「千葉県自動車交通公害防止実施計画」H15.4 より抜粋

第5章 重点施策における主な取組

1 ディーゼル自動車排出ガス対策

自動車から排出される粒子状物質（PM）には、発がん性などの健康上の悪影響が指摘されています。PM排出量を減らすため、PM排出量の少ない自動車への代替や粒子状物質減少装置装着を促す各種事業を行いました。総量削減計画調査結果によると自動車からのPM排出量は大きく減少しています。

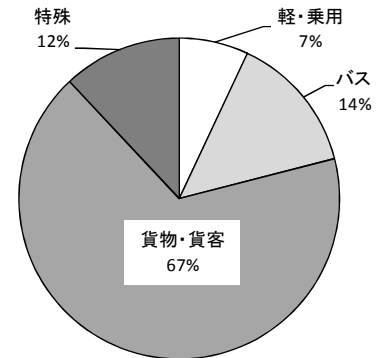
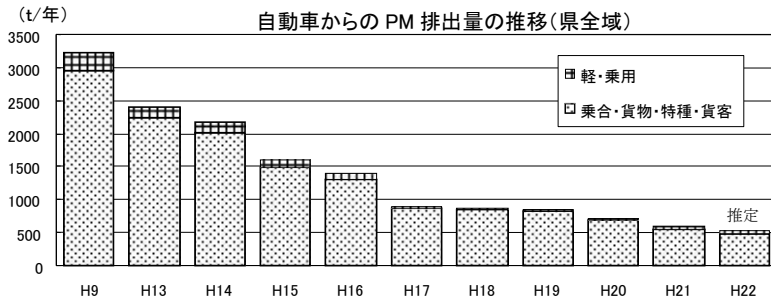


図 5-1 自動車からの粒子状物質排出量の推移 (千葉県)

図 5-2 車種別粒子状物質排出量割合 (平成21年度千葉県)

出典：千葉県総量削減計画進行管理調査

(粒子状物質減少装置装着補助、融資等)

実施主体	平成15年から22年度までの実績																				
県大気保全課	<p>粒子状物質減少装置装着助成事業 ディーゼル条例の運行規制に対応するために粒子状物質減少装置を装着する中小企業者等に対し、助成を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>助成台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>15</td><td>7,375</td></tr> <tr><td>16</td><td>1,284</td></tr> <tr><td>17</td><td>544</td></tr> <tr><td>18</td><td>1,011</td></tr> <tr><td>19</td><td>640</td></tr> <tr><td>20</td><td>594</td></tr> <tr><td>21</td><td>644</td></tr> <tr><td>22</td><td>804</td></tr> <tr><td>計</td><td>12,896</td></tr> </tbody> </table>	年度	助成台数	15	7,375	16	1,284	17	544	18	1,011	19	640	20	594	21	644	22	804	計	12,896
年度	助成台数																				
15	7,375																				
16	1,284																				
17	544																				
18	1,011																				
19	640																				
20	594																				
21	644																				
22	804																				
計	12,896																				
県環境政策課・県経営支援課	<p>中小企業振興資金（環境保全資金） 中小企業者の粒子状物質減少装置装着に対する融資・利子補給を行った。 (平成21年度までは「中小企業環境保全施設整備資金」により実施。)</p>																				
日本政策金融公庫 (旧国民生活金融公庫及び旧中小企業金融公庫実施事業)	<p>排出基準適合車取得等のための低利融資 低公害車、NOx・PM法の排出基準適合車等の取得に対する低利融資制度。</p>																				

県トラック協会	粒子状物質減少装置装着助成 国土交通省認定のNOx・PM低減装置及び八都県市指定のPM減少装置を装着する費用の一部に対し助成を行った。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>助台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>4,302</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>493</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>561</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>647</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>791</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>760</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>677</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,131</td> </tr> </tbody> </table>	年度	助台数	15	4,302	16	1,900	17	493	18	561	19	647	20	791	21	760	22	677	計	10,131
	年度	助台数																			
	15	4,302																			
	16	1,900																			
	17	493																			
	18	561																			
	19	647																			
	20	791																			
	21	760																			
22	677																				
計	10,131																				
排出基準適合車への代替に対する利子補給 排出基準適合車への代替に対し、当協会推薦により商工中金から借入を行った際の利息に対し、1.2%の利子補給を行った。																					

(法律、条例に基づく監視・取締)

実施主体	平成15年から22年度までの実績
首都高速道路株	車両の指導取締り 料金所における過積載車両の指導取締り。 (H16-H22 累計) 422回
国土交通省関東運輸局	ディーゼルクリーン・キャンペーン ① 運送事業者(バス・トラック)によるエア・クリーナの清掃・交換等の自主点検を実施 ② 街頭検査等を活用し、黒煙濃度チャートを運送事業者や自動車利用者等に配布 ③ 関係機関の協力を得て、年間を通じ街頭検査を実施し、整備不良車両及び不正軽油利用者等を排除
県警交通指導課	交通公害検問車による黒煙車の取締り ディーゼル自動車から排出される黒煙に関して、法に定められた排出基準を超えて使用されている車両の取締りを目的として導入した交通公害検問車の活用を図り、整備不良車両の取締りを行った。 交通違反取締り 速度違反、通行禁止違反、整備不良違反等。

県大気保全課

自動車交通公害監視指導事業

① ディーゼル条例の運行規制遵守指導

ディーゼル条例に基づくディーゼル自動車の運行規制の遵守指導として、事業所立入検査、路上検査等を実施した。

年度	確認台数	うち 不適合車	適合率 (%)
15	17,454	317	98.2
16	21,704	685	96.8
17	18,690	916	95.1
18	14,875	947	93.6
19	10,706	541	94.9
20	6,978	473	93.2
21	6,117	439	92.8
22	8,296	772	90.7
計	104,820	5,090	95.1

② 運行規制ナンバープレート調査

路上を運行する自動車のナンバープレートをビデオ装置で記録し、条例に基づく運行規制の遵守状況を確認した。

年度	調査台数	指導台数
16	37,330	1,001
17	44,286	1,203
18	28,852	845
19	32,693	685
20	27,798	446
21	28,246	268
22	17,032	174
計	216,237	4,622

③ 燃料規制の監視指導

ディーゼル条例に基づく燃料規制の遵守指導として、路上検査、自家用燃料タンク等燃料抜き取り検査等を実施した。

年度	確認台数	うち 不適合車	適合率 (%)
15	819	26	96.8
16	874	10	98.9
17	896	13	98.5
18	849	8	99.1
19	924	2	99.8
20	932	12	98.7
21	966	0	100.0
22	843	2	99.8
計	7,103	73	99.0

県税務課

軽油引取税に係る燃料抜き取り調査

- ① 石油販売業者販売の軽油調査 (H15-H22 累計) 2,774 件
- ② 需要家所有の使用燃料調査 (H15-H22 累計) 4,624 件
- ③ 路上走行中車両の使用燃料調査 (H15-H22 累計) 328 回
- ④ 工事現場等使用燃料調査 (H15-H22 累計) 424 回

2 低公害車の普及拡大

低公害車導入時の資金補助等の施策により、低公害車の普及拡大を図りました。また、「千葉県環境保全条例」では、事業者及び県民に対し、窒素酸化物及び粒子状物質の排出がないか又はその量が相当程度少ない低公害車の積極的な使用・導入を図ることを求め、特に 200 台以上の自動車を使用する特定事業者に対しては、使用車両台数の 5% を低公害車とするよう義務づけています(期限付き猶予 H18. 8. 31)。

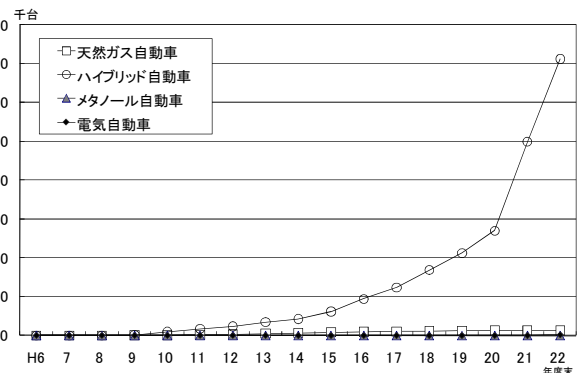
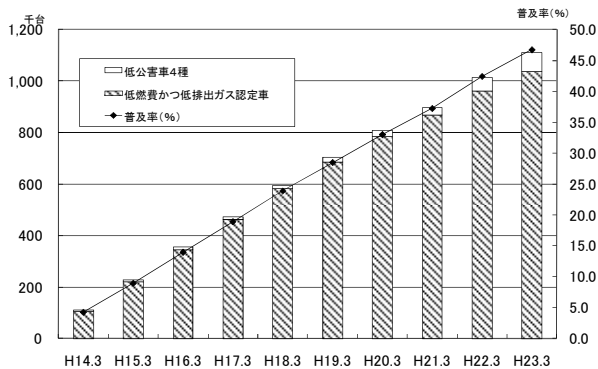


図 5-3 低公害車等普及率と保有台数の推移 (千葉県) 図 5-4 低公害車(4種)保有状況の推移 (千葉県)

出典：国土交通省関東運輸局資料

出典：「わが国の自動車保有動向」

一部 より作成

((財)自動車検査登録情報協会)

(低公害車普及促進補助・融資等)

実施主体	平成 15 年から 22 年度までの実績
資源エネルギー庁	<p>クリーンエネルギー自動車等導入促進対策</p> <p>天然ガス自動車やハイブリッド自動車等のクリーンエネルギー自動車の普及を促進するため、通常の自動車との価格差の 1/2 以内を補助するとともに、天然ガス等の燃料等供給設備を設置しようとする者に対し定額補助等を行った。</p> <p>LP ガス自動車等導入促進対策事業</p> <p>LP ガス自動車を導入する者に対して、改造費等の 1/2 相当の、LP ガス自動車用燃料供給施設を設置する者に対しては、設置費等の 1/2 相当の補助を行った。</p>
国土交通省関東運輸局	<p>低公害車普及促進対策費補助金</p> <p>低公害車の普及促進のための導入に対する補助を行った。</p> <p>① 車両購入費の一部補助 (低公害車とベース車両との価格差の 1/2)</p> <p>② CNG 改造費の 1/3</p>
環境省	<p>低公害車普及事業</p> <p>地方公共団体等による低公害車の導入に対する補助を行った。</p>

<p>県トラック協会</p>	<p>低公害車導入に対する支援措置 会員事業者の低公害車（CNG車、ハイブリッド車）、規制適合車等の導入に対する補助を行った。</p> <table border="1" data-bbox="815 264 1058 658"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>助成台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>15</td><td>98</td></tr> <tr><td>16</td><td>230</td></tr> <tr><td>17</td><td>574</td></tr> <tr><td>18</td><td>753</td></tr> <tr><td>19</td><td>942</td></tr> <tr><td>20</td><td>1,158</td></tr> <tr><td>21</td><td>576</td></tr> <tr><td>22</td><td>813</td></tr> <tr><td>計</td><td>5,144</td></tr> </tbody> </table>	年度	助成台数	15	98	16	230	17	574	18	753	19	942	20	1,158	21	576	22	813	計	5,144																																																										
年度	助成台数																																																																														
15	98																																																																														
16	230																																																																														
17	574																																																																														
18	753																																																																														
19	942																																																																														
20	1,158																																																																														
21	576																																																																														
22	813																																																																														
計	5,144																																																																														
<p>県税務課</p>	<p>自動車税及び自動車取得税の課税の特例措置（グリーン化税制等）</p> <p>① 自動車税 排ガス性能により環境負荷の小さい車両は税率を軽減し、環境負荷の大きい車両は税率を重くする措置。</p> <p>② 自動車取得税 「低公害車」「ハイブリッド車」「低排出ガス車かつ低燃費車」等、一定の要件を満たす場合に税率が低くなる措置。</p>																																																																														
<p>県環境政策課・県経営支援課</p>	<p>中小企業振興資金（環境保全資金） 中小企業者の低公害車購入に対する融資・利子補給を行った。 （平成21年度までは「中小企業環境保全施設整備資金」により実施。）</p>																																																																														
<p>県大気保全課</p>	<p>天然ガス自動車・ハイブリッド自動車普及促進助成事業 県内に事業所を置き、県内の一定地域内を走行するバス・ごみ収集車及び商品等配送車を保有する事業者に対し補助を行った。</p> <table border="1" data-bbox="480 1189 1423 1771"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="4">低公害車導入補助</th> <th rowspan="2">補助台数</th> <th rowspan="2">補助金額 (千円)</th> </tr> <tr> <th>天然ガストラック</th> <th>天然ガスバス</th> <th>ハイブリッドトラック</th> <th>ハイブリッドバス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>15</td><td>53</td><td>6</td><td></td><td></td><td>59</td><td>49,460</td></tr> <tr><td>16</td><td>27</td><td>3</td><td></td><td></td><td>30</td><td>17,315</td></tr> <tr><td>17</td><td>10</td><td>4</td><td></td><td></td><td>14</td><td>12,846</td></tr> <tr><td>18</td><td>44</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td><td>54</td><td>26,415</td></tr> <tr><td>19</td><td>58</td><td>2</td><td>42</td><td>6</td><td>108</td><td>31,600</td></tr> <tr><td>20</td><td>78</td><td>2</td><td>98</td><td>5</td><td>183</td><td>38,550</td></tr> <tr><td>21</td><td>11</td><td>0</td><td>40</td><td>0</td><td>51</td><td>9,650</td></tr> <tr><td>22</td><td>6</td><td>0</td><td>31</td><td>4</td><td>41</td><td>6,700</td></tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>287</td> <td>20</td> <td>213</td> <td>20</td> <td rowspan="2">540</td> <td rowspan="2">192,536</td> </tr> <tr> <td colspan="2">天然ガス車 計 307</td> <td colspan="2">ハイブリッド車 計 233</td> </tr> </tbody> </table> <p>天然ガスエコ・ステーション設置助成事業 天然ガスエコ・ステーション設置事業者に対して、国庫補助を差し引いた設置費用の1/2を補助した。県内エコ・ステーション16か所中県の補助事業として設置10か所。</p>	年度	低公害車導入補助				補助台数	補助金額 (千円)	天然ガストラック	天然ガスバス	ハイブリッドトラック	ハイブリッドバス	15	53	6			59	49,460	16	27	3			30	17,315	17	10	4			14	12,846	18	44	3	2	5	54	26,415	19	58	2	42	6	108	31,600	20	78	2	98	5	183	38,550	21	11	0	40	0	51	9,650	22	6	0	31	4	41	6,700	計	287	20	213	20	540	192,536	天然ガス車 計 307		ハイブリッド車 計 233	
年度	低公害車導入補助				補助台数	補助金額 (千円)																																																																									
	天然ガストラック	天然ガスバス	ハイブリッドトラック	ハイブリッドバス																																																																											
15	53	6			59	49,460																																																																									
16	27	3			30	17,315																																																																									
17	10	4			14	12,846																																																																									
18	44	3	2	5	54	26,415																																																																									
19	58	2	42	6	108	31,600																																																																									
20	78	2	98	5	183	38,550																																																																									
21	11	0	40	0	51	9,650																																																																									
22	6	0	31	4	41	6,700																																																																									
計	287	20	213	20	540	192,536																																																																									
	天然ガス車 計 307		ハイブリッド車 計 233																																																																												

<p>柏市</p>	<p>柏市地球温暖化対策補助制度</p> <p>地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減のため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車等の導入に対する補助を行った。</p> <table border="1" data-bbox="525 282 1350 595"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>天然ガス自動車</th> <th>ハイブリッド自動車</th> <th>プラグインハイブリッド自動車</th> <th>電気自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>6</td> <td>54</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>5</td> <td>38</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>4</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>0</td> <td>143</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>廃止</td> <td>廃止</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15</td> <td>285</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	年度	天然ガス自動車	ハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車	電気自動車	18	6	54	—	—	19	5	38	—	—	20	4	50	—	—	21	0	143	—	—	22	廃止	廃止	0	3	計	15	285	0	3
年度	天然ガス自動車	ハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車	電気自動車																																
18	6	54	—	—																																
19	5	38	—	—																																
20	4	50	—	—																																
21	0	143	—	—																																
22	廃止	廃止	0	3																																
計	15	285	0	3																																
<p>松戸市</p>	<p>松戸市電気自動車導入補助金交付事業</p> <p>次世代自動車として、最も環境負荷の少ない電気自動車を広く普及させ電気自動車の絶対数を増加させることを目的とする。また、需要の高まりに伴う電気自動車の市場価格低下の効果を狙う。そこで、電気自動車を導入（購入及び賃貸借契約）する者（個人及び事業者）に対し、補助金を交付した。</p>																																			
<p>千葉市</p>	<p>低公害車導入補助事業</p> <p>① 天然ガス自動車の普及促進のため、市委託及び許可事業者を対象に、天然ガスごみ収集車の導入に対する補助を行った。</p> <p>② 低公害車の普及促進のため、市内事業者を対象に、天然ガス、ハイブリッド自動車の購入に対する補助を行った。</p>																																			
<p>国等、県、市町村</p>	<p>国等及び地方公共団体における低公害車の率先導入</p> <p>国等においては、「国等における環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」に基づき低公害車への切り替えを着実に進めるとともに、地方公共団体においては、公用車へ低公害車を率先して導入した。</p>																																			
<p>日本政策金融公庫 （旧国民生活金融公庫及び旧中小企業金融公庫実施事業）</p>	<p>排出基準適合車取得等のための低利融資</p> <p>低公害車、NOx・PM法の排出基準適合車等の取得に対する低利融資制度。</p>																																			

3 幹線道路の騒音対策

幹線道路の騒音対策を推進するため、発生源である自動車単体騒音の低減を進めたほか、低騒音舗装等の道路構造の改善や交通流対策、沿道の土地利用の適正化などの対策に取り組みました。

実施主体		平成 15 年から 22 年度までの実績						
騒音調査	県及び関係市	騒音調査実施						
		年度	面的評価（環境基準）			要請限度		
			評価区間数 （面的評価）	評価区間 延長 (km)	環境基準 達成率 (%)	測定地点数 （要請限度）	要請限度 超過地点数	要請限度 超過率 (%)
		15	125	191.5	73.8	72	20	27.8
		16	190	254.5	78.0	74	23	31.1
		17	216	275.8	82.0	76	13	17.1
		18	173	240.9	82.2	72	13	18.1
		19	256	385.4	82.7	72	10	13.9
		20	477	656.8	84.2	79	11	13.9
21	405	564.4	83.8	76	13	17.1		
22	434	609.1	84.2	73	8	11.0		
道路構造対策	国土交通省 関東地方整備局(千葉国道事務所)	低騒音舗装施工 国道 6 号、国道 16 号、国道 51 号、国道 126 号、国道 127 号、国道 357 号で実施。 遮音壁設置 国道 6 号、国道 16 号、国道 51 号、国道 127 号で実施。						
	東日本高速道路㈱	高機能舗装等施工 千葉東金道、館山道、富津館山道等で実施。						
	県道路環境課	低騒音舗装・排水性舗装 （国）296 号、守谷流山線、つくば野田線、船橋我孫子線等で実施。						
	千葉市，船橋市	低騒音（排水性）舗装改良工事等						
	市町（千葉市，船橋市，流山市，市原市，八千代市，八街市，君津市，富里市，酒々井町，多古町，神崎町 他）	舗装道路の改良・補修						
土地利用対策	市町村(千葉市，市川市，八千代市，八街市，市原市 他)	各市町村において土地区画整理事業、市街地再開発事業を実施。						

4 温室効果ガスの抑制対策

「千葉県環境保全条例」では、事業者及び県民に対し、自動車の使用に伴う環境への負荷の一つに地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出も環境負荷として捉え、その低減を図ることとしています。二酸化炭素の排出量の少ない低公害かつ低燃費な車への代替促進を図るとともに、以下のような自動車利用の効率化のための各施策を行いました。

(1) アイドリングストップ車の普及促進、指導等

実施主体	平成 15 年から 22 年度までの実績																																													
県大気保全課	<p>アイドリングストップ遵守指導 アイドリングストップの遵守状況の確認を行うとともに、チラシ等により周知を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>検査対象 事務所等数</th> <th>看板 有</th> <th>看板 無</th> <th>周知看板 設置率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>485</td> <td>168</td> <td>317</td> <td>34.6</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>349</td> <td>210</td> <td>139</td> <td>60.2</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>664</td> <td>464</td> <td>200</td> <td>69.9</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>348</td> <td>255</td> <td>93</td> <td>73.3</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>1,284</td> <td>914</td> <td>375</td> <td>71.2</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>1,144</td> <td>863</td> <td>281</td> <td>75.4</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>998</td> <td>707</td> <td>291</td> <td>70.8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,272</td> <td>3,581</td> <td>1,696</td> <td>67.9</td> </tr> </tbody> </table>	年度	検査対象 事務所等数	看板 有	看板 無	周知看板 設置率 (%)	16	485	168	317	34.6	17	349	210	139	60.2	18	664	464	200	69.9	19	348	255	93	73.3	20	1,284	914	375	71.2	21	1,144	863	281	75.4	22	998	707	291	70.8	計	5,272	3,581	1,696	67.9
年度	検査対象 事務所等数	看板 有	看板 無	周知看板 設置率 (%)																																										
16	485	168	317	34.6																																										
17	349	210	139	60.2																																										
18	664	464	200	69.9																																										
19	348	255	93	73.3																																										
20	1,284	914	375	71.2																																										
21	1,144	863	281	75.4																																										
22	998	707	291	70.8																																										
計	5,272	3,581	1,696	67.9																																										
県バス協会	<p>アイドリングストップシステム等の導入補助 運輸事業振興助成金により、アイドリングストップ装置付きバス、ハイブリッド車、CNG 車を導入した事業者に対し補助を行った。 アイドリングストップ装置付きバス導入補助</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>補助台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>185</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>623</td> </tr> </tbody> </table>	年度	補助台数	18	185	19	142	20	119	21	71	22	106	計	623																															
年度	補助台数																																													
18	185																																													
19	142																																													
20	119																																													
21	71																																													
22	106																																													
計	623																																													
県生活協同組合	<p>アイドリングストップ装置の導入 呼びかけ、啓発に加え、ちばコープにてほぼ全ての配送車両(444 台)に装置を導入した。</p>																																													
市町村	<p>アイドリングストップの周知 駐車場の設置者に対し、県環境保全条例に基づき、看板の設置等により駐車場利用者がアイドリングストップを行うよう周知した。また、広報誌等によりアイドリングストップの周知を図った。</p>																																													

(2) 代替輸送手段への誘導

	実施主体	平成15年から22年度までの実績
鉄道へ	県交通計画課	成田新高速鉄道整備事業 成田空港と都心との交通アクセス機能の改善（最速51分から36分へ）、県北西部地域等における交通利便性の向上及び成田地域と千葉ニュータウン地域の連携強化を図った。 ○スケジュール：平成17年度工事着手 平成22年7月開業
バスへ	県警交通規制課	公共車両優先システム（PTPS）路線の拡充 バス等の大量公共輸送機関の優先通行を推進し、その定時制を確保することができるPTPSを導入することにより、バス利用者の利便性を向上させ、バス等への公共輸送機関への転換を図った。
	市町村（千葉市、野田市、佐倉市、流山市、八千代市、君津市、浦安市、富里市、八街市、柏市、市川市、袖ヶ浦市、香取市、匝瑳市、白井市、習志野市、多古町 他）	コミュニティバスの運行実施等
自転車へ	市町村（千葉市、市川市、船橋市、野田市 他）	駅前の駐輪場整備、公用自転車の導入等
自動車利用の抑制	千葉県生活協同組合連合会、市町村（千葉市、流山市 他）	エコ通勤等の実施

(3) 自動車利用の効率化

	実施主体	平成 15 年から 22 年度までの実績
幹線道路整備	国土交通省関東地方整備局	首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路の工事推進。
	東日本高速道路(株)	館山自動車道工事推進（平成 19 年度 7 月全線開通）。
	千葉県道路公社	銚子連絡道路の工事推進 （有料道路事業：平成 18 年 3 月 25 日供用開始）
	県道路整備課	国道・県道等の整備（銚子連絡道路、国道 410 号、八日市場野栄線等）。 幹線街路の整備（都市計画道路鬼高若宮線等）。
	市町村（千葉市，船橋市，鎌ヶ谷市，松戸市，野田市，佐倉市，市原市，八千代市，八街市，君津市，多古町他）	拠点アクセス道路整備。
渋滞対策	国土交通省関東地方整備局 県道路関係課 市町村（千葉市，船橋市，八街市，市川市 他）	渋滞の著しい交差点等において、形状の変更や右折レーン設置、立体交差事業等を実施。
駐車対策	県警交通規制課 県警交通指導課	違法駐車防止対策事業実施（駐車場整備、啓発、取締まり等）。
	市町村（千葉市，船橋市，松戸市，浦安市，白井市，市川市 他）	違法駐車防止啓発、市のホームページによる駐車場情報の提供等。

(4) 交通流対策

交通流対策	東日本高速道路(株)	料金所における ETC レーンの整備。																					
	県道路計画課	高度道路交通システム (ITS) の推進。																					
	県警交通指導課	交通違反取締り 速度違反、通行禁止違反、整備不良違反の取締り。																					
	県警交通規制課	<p>道路交通のインテリジェント化の推進 信号機の高度化、交通情報提供装置の整備拡充、管制センターの機能強化等を行い、道路交通の円滑化を図った。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>信号機の高度化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>15</td><td>131</td></tr> <tr><td>16</td><td>120</td></tr> <tr><td>17</td><td>120</td></tr> <tr><td>18</td><td>162</td></tr> <tr><td>19</td><td>142</td></tr> <tr><td>20</td><td>60</td></tr> <tr><td>21</td><td>73</td></tr> <tr><td>22</td><td>75</td></tr> <tr><td>計</td><td>883</td></tr> </tbody> </table>	年度	信号機の高度化	15	131	16	120	17	120	18	162	19	142	20	60	21	73	22	75	計	883	
年度	信号機の高度化																						
15	131																						
16	120																						
17	120																						
18	162																						
19	142																						
20	60																						
21	73																						
22	75																						
計	883																						
エコドライブ推進	県トラック協会	<p>デジタルタコグラフ装着助成</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>車載器</th> <th>解析装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>18</td><td>1,791</td><td>68</td></tr> <tr><td>19</td><td>2,045</td><td>86</td></tr> <tr><td>20</td><td>1,918</td><td>69</td></tr> <tr><td>21</td><td>2,264</td><td>103</td></tr> <tr><td>22</td><td>1,959</td><td>69</td></tr> <tr><td>計</td><td>9,977</td><td>395</td></tr> </tbody> </table>	年度	車載器	解析装置	18	1,791	68	19	2,045	86	20	1,918	69	21	2,264	103	22	1,959	69	計	9,977	395
	年度	車載器	解析装置																				
	18	1,791	68																				
19	2,045	86																					
20	1,918	69																					
21	2,264	103																					
22	1,959	69																					
計	9,977	395																					
県大気保全課	エコドライブシール付きリーフレットの配布。 エコドライブ講習会（千葉県会場）の開催。																						
市町村	エコドライブ講習会の開催。																						

千葉県自動車交通公害防止計画の概要

1 計画の位置付け

本計画は、千葉県環境保全条例第5条第2項の規定に基づく、「自動車の使用に伴う環境への負荷（自動車から排出される大気汚染物質、騒音及び振動の発生並びに地球温暖化の原因物質となる温室効果ガスの排出）の低減を図るための施策を総合的かつ体系的に推進するための長期計画」として策定したものである。

2 計画策定の経緯

計画の策定にあたっては、「千葉県自動車交通公害防止計画」の基本方針（案）に係る平成14年12月18日付け千葉県環境審議会答申を基に、国、県、市町村及び関係業界団体で構成する「千葉県自動車交通公害対策推進協議会」（会長 副知事）で協力の上、平成15年4月に策定した。

3 計画の基本フレーム

(1) 計画の期間

平成15年度（2003年度）から平成22年度（2010年度）まで

(2) 計画の対象地域

千葉県全域

(3) 計画の目標

① 大気汚染物質

- ・ 二酸化窒素：環境基準を達成するとともに、県環境目標値の達成を目指す。
- ・ 浮遊粒子状物質：環境基準を概ね達成する。

② 道路交通騒音

騒音レベルを要請限度以下に抑えるとともに、環境基準の達成を目指す。

③ 温室効果ガス

千葉県地球温暖化防止計画の運輸部門の削減目標を達成する。

4 施策の展開

自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための施策を「重点施策」及び「総合的対策」として取りまとめ、計画の目標達成に向けて、国、県、市町村、県民及び関係機関が連携し推進するものとした。

また、毎年度実施計画を策定し、対策の実施状況、地域の大气汚染の改善状況を把握・公表していくこととしている。

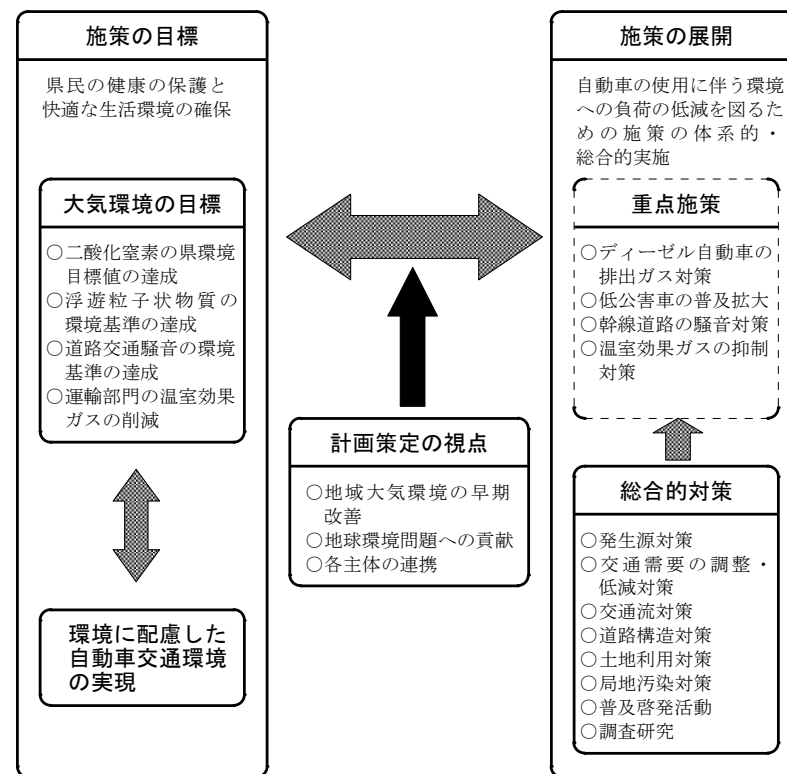
(1) 重点施策

- ① ディーゼル自動車の排出ガス対策
- ② 低公害車の普及拡大
- ③ 幹線道路の騒音対策
- ④ 温室効果ガスの抑制対策

(2) 総合的対策

- ① 発生源対策
- ② 交通需要の調整・低減対策
- ③ 交通流対策
- ④ 道路構造対策
- ⑤ 土地利用対策
- ⑥ 局地汚染対策
- ⑦ 普及啓発活動
- ⑧ その他重要事項

図1 計画策定にあたっての方向性



千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質 総量削減計画の概要

- 1 位置付け
平成13年6月に制定された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO_x・PM法）に基づき、全国では8都府県で策定
平成15年7月25日に環境大臣の同意を得て、7月29日に県報掲載（告示）
- 2 対策地域の範囲
千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市（旧関宿町を含む。）、佐倉市、習志野市、柏市（旧沼南町を含む。）、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市（16市）
- 3 計画の目標
平成22（2010）年度に
①二酸化窒素の大気環境基準をおおむね達成
②浮遊粒子状物質の大気環境基準をおおむね達成
- 4 自動車排出窒素酸化物量及び自動車排出粒子状物質量
①自動車排出窒素酸化物量
平成9年度 17,980 t → 平成22年度 7,293t （削減率 60%）
②自動車排出粒子状物質量
平成9年度 2,206 t → 平成22年度 277t （削減率 87%）
- 5 目標を達成させるための主な取組
国、県、市町、民間が主体的に取り組む方策のほか、県民の取組方向を具体的に示す
 - 自動車単体対策の強化等
 - ・ディーゼル自動車の排出ガス対策の実施
 - ・車両検査・点検整備の徹底
 - 車種規制の実施等
 - ・車検時（平成14年8月1日以降）に使用可能最終日等を記載
 - ・排出基準適合車への転換促進支援措置の実施
 - 条例に基づく施策の推進
 - ・ディーゼル自動車の運行規制の実施
 - ・事業者による自動車使用管理の徹底
 - ・アイドリング・ストップの推進
 - 低公害車の普及促進
 - ・低公害車、天然ガス自動車・充填設備に対する支援策の充実
 - ・公用車等の低公害車転換の率先実行
 - その他の対策
 - ・交通需要の調整・低減対策
 - ・交通流対策の推進
 - ・局地汚染対策の推進
 - ・普及啓発活動の推進 等

表1 窒素酸化物及び粒子状物質排出量

総量の区分		窒素酸化物 排出量（t/年）	粒子状物質 排出量（t/年）
平成9年度 （基準年）	①対策地域において、事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量（粒子状物質については原因物質を含む）	55,221	21,252
	② ①のうちの自動車	17,980	2,206
平成22年度 （目標年度）	③対策地域において、事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量（粒子状物質については原因物質を含む）	40,756	14,122
	④ ②の総量についての削減目標量	7,293	277
自動車排出総量の削減率（目標） （②平成9年度→④平成22年度）		60%	87%
平成17年度 （中間目標）	④の達成に向け平成17年度までに達成すべき自動車排出総量	10,986	572
平成17年度 （中間点検結果）	平成17年度の間点検による自動車排出総量	10,880.5	608.9

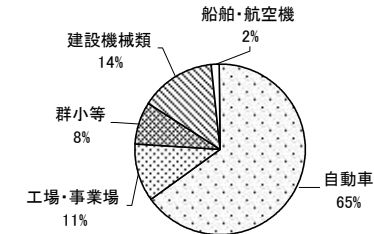


図1 平成9年度発生源別NO_x寄与濃度割合 (対策地域内全測定局平均)

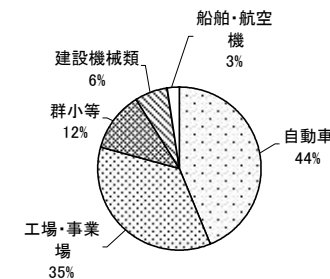


図2 平成9年度人為的発生源別 SPM 寄与濃度割合 (対策地域内全測定局平均)

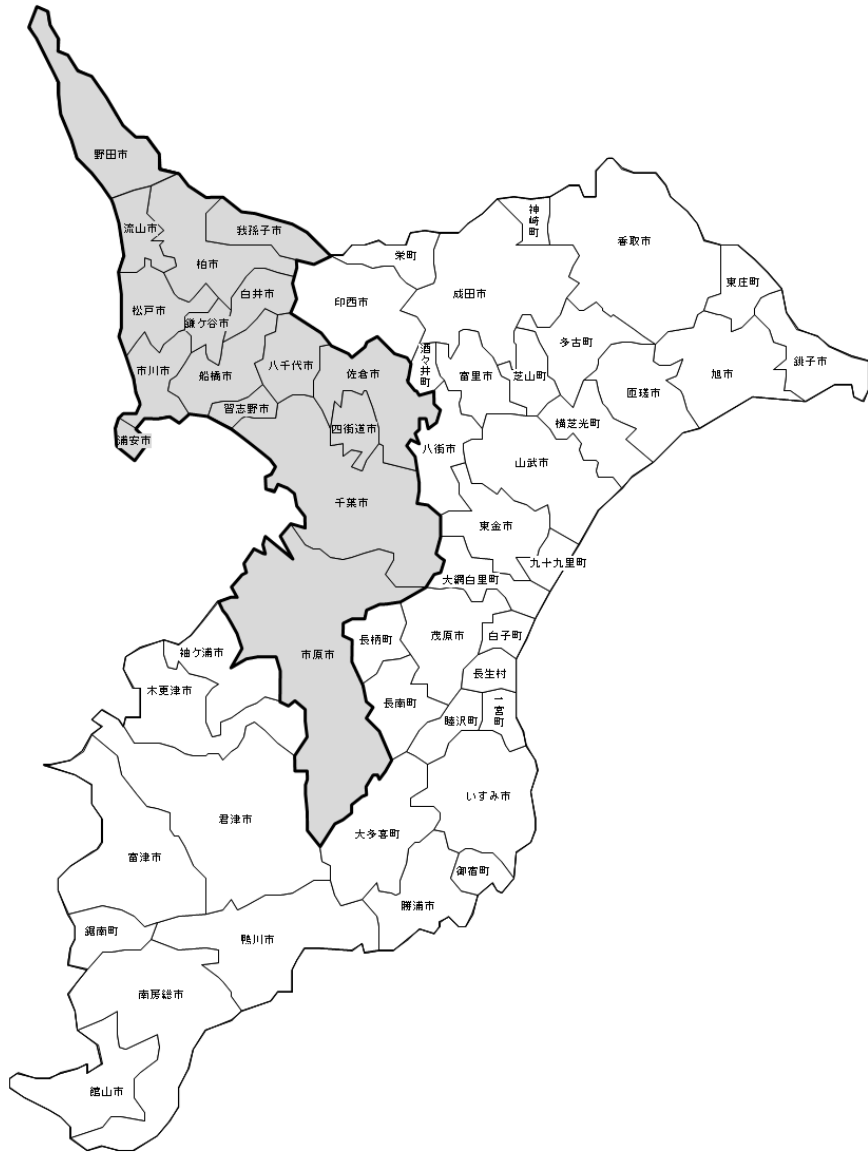


図3 自動車NOx・PM法の対策地域

【対策地域（16市）】

千葉市，市川市，船橋市，松戸市，野田市（旧関宿町を含む。），佐倉市，習志野市，柏市（旧沼南町を含む。），市原市，流山市，八千代市，我孫子市，鎌ヶ谷市，浦安市，四街道市，白井市

千葉県自動車交通公害対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 千葉県における自動車交通公害防止対策を推進するため、千葉県自動車交通公害対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 自動車交通公害防止計画の推進に関すること。
- (2) 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画の推進に関すること。
- (3) 自動車交通公害防止対策に係る情報交換に関すること。
- (4) 自動車交通公害防止対策の推進に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、委員28名以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者から知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者等
- (3) 国の関係機関の長
- (4) 関係市の長

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、千葉県副知事をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、主宰する。

(幹事会及び専門部会)

第7条 協議会の事務を補佐するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 協議会の事務のうち、特定の事項を協議するため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、千葉県環境生活部大気保全課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成5年3月26日から施行する。

2 千葉県自動車交通公害対策協議会設置要綱（平成3年9月4日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

自動車交通公害対策推進協議会委員名簿

平成21年7月1日現在
26名（敬称略）

区 別	団体・機関名	役職名	氏名
会長（1名）	千葉県	副知事	石渡哲彦
学識経験者（1名）	日本大学理工学部	名誉教授	榛澤芳雄
関係団体の代表者等 （10名）	日本チェーンストア協会	理事	今野一正
	（社）千葉県商工会議所連合会	会長	千葉滋胤
	千葉県商工会連合会	会長	末吉一夫
	千葉県中小企業団体中央会	会長	坂戸誠一
	（社）千葉県経済協議会	専務理事	三浦 弘
	（社）千葉県環境保全協議会	会長	小中 力
	（社）千葉県トラック協会	会長	西郷隆好
	（社）千葉県バス協会	会長	小田征一
	千葉県生活協同組合連合会	会長理事	田島博良
千葉県消費者団体連絡協議会	会長	和田三千代	
国の関係機関の長 （3名）	環境省水・大気環境局自動車環境対策課	課長	内藤克彦
	国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所	所長	前田陽一
	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局	支局長	佐藤由祐
関係市の長 （11名）	千葉市	市長	熊谷俊人
	松戸市	市長	川井敏久
	船橋市	市長	藤代孝七
	佐倉市	市長	巖 和雄
	香取市	市長	宇井成一
	旭市	市長	伊藤忠良
	東金市	市長	志賀直温
	茂原市	市長	田中豊彦
	勝浦市	市長	藤平輝夫
	館山市	市長	金丸謙一
	木更津市	市長	水越勇雄

参考資料4

千葉県自動車交通公害対策推進協議会幹事会設置要領

（目的）

第1条 千葉県自動車交通公害対策推進協議会設置要綱第7条第1項の規定により、幹事会を設置する。

（組織等）

第2条 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 幹事会は、千葉県環境生活部大気保全課長の職にある者が招集し、主宰する。

3 幹事会には、必要に応じて幹事以外の者の出席を求めることができる。

（幹事の任期）

第3条 幹事の任期は、2年とし、補欠幹事の任期は、前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（庶務）

第4条 幹事会の庶務は、千葉県環境生活部大気保全課において処理する。

（雑則）

第5条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営について必要な事項は、大気保全課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成5年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別表

職 名
日本チェーンストア協会総括マネージャー
(社)千葉県商工会議所連合会専務理事
千葉県商工会連合会専務理事
千葉県中小企業団体中央会専務理事
(社)千葉県経済協議会事務局長
(社)千葉県環境保全協議会会長代理者
(社)千葉県トラック協会専務理事
(社)千葉県バス協会専務理事
千葉県生活協同組合連合会専務理事
千葉県消費者団体連絡協議会習志野市消費生活研究会長
環境省水・大気環境局自動車環境対策課長補佐
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所計画課長
国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席陸運技術専門官
千葉県総合企画部交通計画課長
千葉県環境生活部大気保全課長
千葉県環境研究センター長
千葉県商工労働部経済政策課長
千葉県県土整備部都市計画課長
千葉県県土整備部道路計画課長
千葉県県土整備部道路整備課長
千葉県県土整備部都市整備課長
千葉県警察本部交通部交通企画課長
千葉県警察本部交通部交通規制課長
千葉県警察本部交通部交通指導課長
千葉市環境局環境保全部環境保全推進課長
松戸市市民環境本部長環境担全部環境保全課長
船橋市環境部環境保全課長
佐倉市経済環境部環境保全課長
香取市市民環境部環境安全課長
旭市環境課長
東金市建設経済部環境保全課長
茂原市市民環境部環境保全課長
勝浦市環境防災課長
館山市建設環境部環境課長
木更津市環境部環境保全課長

参考資料5

千葉県自動車交通公害対策推進協議会専門部会設置要領

(目 的)

第1条 千葉県自動車交通公害対策推進協議会設置要綱第7条第2項の規定により、専門部会を設置する。

(専門部会)

第2条 設置する専門部会は次のとおりとする。

- (1) 低公害車普及専門部会
- (2) 自動車使用合理化検討専門部会
- (3) 道路沿道環境対策専門部会
- (4) エコドライブ推進専門部会

(所掌事務)

第3条 専門部会は、次の事務を所掌する。

- (1) 低公害車普及専門部会
 - ア 低公害車の普及促進に関すること
 - イ 前号に掲げるもののほか必要な事項
- (2) 自動車使用合理化検討専門部会
 - ア 貨物自動車使用合理化対策の推進に関すること
 - イ モーダルシフトの推進に関すること
 - ウ 前号に掲げるもののほか必要な事項
- (3) 道路沿道環境対策専門部会
 - ア 道路交通騒音の低減対策に関すること
 - イ 前号に掲げるもののほか道路沿道環境の整備に関すること。
- (4) エコドライブ推進専門部会
 - ア エコドライブの普及推進に関すること
 - イ 前号に掲げるもののほか必要な事項

(組織等)

第4条 専門部会は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 専門部会は、千葉県環境生活部大気保全課長の職にある者が招集し、主宰する。
- 3 専門部会には、必要に応じて専門部会員以外の者の出席を求めることができる。

- 4 専門部会の下には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。ワーキンググループは千葉県環境生活部大気保全課長の職にある者が招集し、主宰する。

(委員の任期)

第5条 専門部会員の任期は、2年とし、補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、千葉県環境生活部大気保全課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、千葉県環境生活部大気保全課長が別に定める。

附則

この要領は、平成6年2月7日から施行する。

附則

この要領は、平成7年9月6日から施行する。

附則

この要領は、平成8年6月26日から施行する。

附則

この要領は、平成8年10月3日から施行する。

附則

この要領は、平成8年12月13日から施行する。

附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附則

この要領は、平成19年6月8日から施行する。

附則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別表1 (低公害車普及専門部会)

職名
日本チェーンストア協会総括マネージャー
(社)千葉県商工会議所連合会専務理事
千葉県商工会連合会専務理事
千葉県中小企業団体中央会専務理事
(社)千葉県経済協議会専務理事
(社)千葉県環境保全協議会会長代理者
(社)千葉県トラック協会専務理事
(社)千葉県バス協会専務理事
千葉県生活協同組合連合会専務理事
環境省水・大気環境局自動車環境対策主査
千葉県総合企画部交通計画課長
千葉県環境生活部大気保全課長
千葉県環境研究センター長
千葉市環境局環境保全部環境保全推進課長
松戸市市民環境本部環境担当事務課長
船橋市環境部環境保全課長
佐倉市経済環境部環境保全課長
木更津市環境部環境保全課長

別表2（自動車使用合理化検討専門部会）

職名
日本チェーンストア協会総括マネージャー
(社)千葉県商工会議所連合会専務理事
千葉県商工会連合会専務理事
千葉県中小企業団体中央会専務理事
(社)千葉県経済協議会専務理事
(社)千葉県環境保全協議会会長代理者
(社)千葉県トラック協会専務理事
千葉県生活協同組合連合会専務理事
千葉県消費者団体連絡協議会習志野市消費生活研究会長
環境省水・大気環境局自動車環境対策課課長補佐
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長
国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席陸運技術専門官(検査・整備・保安担当)
千葉県環境生活部大気保全課長
千葉県環境研究センター長
千葉県商工労働部経済政策課長
千葉県県土整備部都市計画課長
千葉県県土整備部道路計画課長
千葉県県土整備部港湾課長
千葉市環境局環境保全部環境保全推進課長
松戸市市民環境本部環境担当事務課長
船橋市環境部環境保全課長
佐倉市経済環境部環境保全課長
木更津市環境部環境保全課長

別表3（道路沿道環境対策専門部会）

職名
経済産業省関東経済産業局資源エネルギー環境部環境リサイクル課長補佐
国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官(輸送・監査担当)
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長
東日本高速道路株式会社関東支社管理事業部調査役
首都高速道路株式会社計画・環境部環境グループ総括マネージャー
千葉県総合企画部交通計画課長
千葉県環境生活部大気保全課長
千葉県環境研究センター長
千葉県県土整備部都市計画課長
千葉県県土整備部道路計画課長
千葉県県土整備部道路整備課長
千葉県県土整備部都市整備課長
千葉県警察本部交通部交通企画課長
千葉県警察本部交通部交通規制課長
千葉県警察本部交通部交通指導課長
千葉市環境局環境保全部環境保全推進課長
千葉市建設局道路部道路計画課長
千葉市建設局土木部維持管理課長
千葉市都市局都市部都市計画課長

別表4 (エコドライブ推進専門部会)

区分	職名
部会員	(社) 千葉県トラック協会専務理事 (社) 千葉県バス協会専務理事 千葉県タクシー協会業務課長 (社) 千葉県産業廃棄物協議会専務理事 (社) 日本フランチャイズチェーン協会 (ミニストップ(株) 物流部部長) (社) 日本フードサービス協会事務局長 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課課長補佐 国土交通省自動車交通局技術安全部環境課専門官 環境省水・大気環境局自動車環境対策課課長補佐 (財) 省エネルギーセンターエコドライブ推進部長 (財) 運輸低公害車普及機構環境機器普及部長 (独) 環境再生保全機構予防事業部環境改善課長 千葉県環境生活部環境政策課長 千葉県環境生活部大気保全課長 千葉県商工労働部経済政策課長 千葉県環境研究センター長 千葉市環境局環境保全部環境保全推進課長 船橋市環境部環境保全課長 柏市環境部環境保全課長
オブザーバー	オリックス自動車(株) リース営業本部営業推進部 環境チームチームリーダー 東京いすゞ自動車(株) 営業推進部営業推進グループリーダー 富士通(株) ITS事業部部長 (株) ホリバアイテック営業本部本部長 矢崎総業(株) 東部第一計装部販売第二チームリーダー エム・ケイ・ジャパン(株) 営業部営業課長 (株) エコ・モーション営業本部 (株) アイスタート代表取締役